

様式第 2 号（第 5 条関係）

久喜市液状化対策事業の説明会会議録（12 丁目）

開催日：平成 26 年 6 月 8 日（日）9 時 30 分～

開催場所：栗橋コミュニティセンターくぷる

| 発 言 者 | 会 議 の て ん 末 ・ 概 要 |
|--------|--|
| 住民 A | <p>11 回目の液状化検討委員会の資料の中で、無対策の場合はこうなりますと資料に載っていましたが、例えば地下水位が 3m となっておりますけれども計算上は 2.5m で計算してましたけれども、地盤の沈下や家の傾きがどうなるかという資料があると非常に分かりやすいと思ったのですけれども、無しの場合とやった場合で、と言いますのは、将来止める可能性があるわけですよ。地下水低下の、逆に市のインフラが耐震化で終わればそういうことになる可能性があるわけですよ。そうした場合に地下水位がまた元に戻るわけですから、対策をしていなければこうなるか、した場合はこうですよと、そうすると自分たちが将来建て替えた時には本格的にやらなくてはならないとなってくるわけですよ。そのへんをした場合としない場合という、数値だけの資料ではなくて、分かりやすい極端な 3 次元解析の数値でもって、あると非常に分かりやすいと思ったのです。以上です。</p> |
| 事務局（市） | <p>ありがとうございました。11 回の検討委員会の中ではエリアを決めるにあたって、対策をした場合としない場合ということで、数値的に出ております。これは国のガイダンスに従った方法で地下水や地盤の状況から判定しております。今後対策をしなかった場合につきましては、基本的に地下水低下工法という対策工事は液状化を抑制するものでございます。液状化をしないようにするというのではなく、抑制するという工法ですので、市といたしましては、今後皆さまが住宅を建て替える際には、液状化対策を同時に進めていただくようなことを皆さんにお願いしてまいりたいと考えております。</p> |
| 住民 A | <p>分かりやすい資料は作れないということですか。</p> |
| 事務局（市） | <p>お示ししたいと思います。</p> |
| 住民 B | <p>前回の報告会の時にも質問したのですが、補償期間が 2 年では短すぎるのではないかと。回答をいただいている、30 年で 7.8cm、2 年間で 96% の沈下が見込まれると。私的にもネットなどで調べると安定した所でも地下水を 5m 下げると短くても 5 年間、長いところでは 60 年かかると書いてあるのですけれども、やはり 2 年間というのは短いというのがあって、解析結果というのがどういう解析結果なのかというのを整理いただきたいと。</p> |

| | |
|--------|---|
| 事務局（市） | <p>画面の方に出ておりますのが解析をした結果でございます。最終的に 30 年で 7.8cm 沈下をしてしまうという結果が出ていますが、この 7.8cm がどのくらいのスピードで沈下していくかということ解析したものです。これは実験場でデータを観測しておりますので、そこでの解析結果になりますけれども、こちらの解析結果では地下水位を低下をさせてから沈下がどんどん進んでいきますけれども、1 年で 85%、6.6cm、2 年で 7.5cm、全体の 96%の沈下が進むというような解析結果が出ております。この解析結果と他市の事例もございませけれども、純粋に地下水位を低下させたことによって沈下が発生した、地下水位低下による沈下というものを特定しなければ市としてはなかなか補償することは難しいというふうに考えておりますので、この解析結果などを基に地下水位低下によって影響のあるであろうというこの 2 年間について補償させていただきたいというふうに考えております。加えてこの 2 年を過ぎてしまった場合については、地下水位低下工法による沈下に加えて、建物自体が住んでいる中で構造的に多少なりとも影響が出てきてしまうことも考えられます。また、その間地震があったりなどで傾斜した場合ということも含まれますので、市としては純粋に地下水位低下工法によって沈下してしまったということ特定するためにこの 2 年間というふうに考えております。</p> |
| 住民 B | <p>地下水位を下げることで沈下が最大の原因になってくるのが今回の実験結果からもわかりますけれども、実験結果のサンプルというのはすごく少ないですよ。結局 2 年間というのがあまりにも短いのではないのかというのがすごく感じるところで、ひとつの結果から 2 年間を引っ張り出すというのは強引なやり方だと感じております。土木業界では 2 年間という数字が出たら 3 倍の 6 年間ということを考えるのが通常じゃないかと思ます。</p> |
| 事務局（市） | <p>この計算については確かに実験場での計算結果でございます。その後検討委員会の中で地盤の専門家の教授に意見をいただいたのが、傾斜についてもっと不利側で追加の計算をして、解析をもう一回してください。という意見がありましたので、追加の検討もしております。その中で実験では建物が 1 つでの想定で計算をしておりましたけれども、その後の追加の解析では建物を 2 つ建てた、今の皆さんの住宅と同じようなモデルを作りまして追加計算をしております。その結果においても沈下するスピード、この 2 年間で 96%沈下するということは変わりはないのです。地下水位低下においての影響というのは 2 年間の内に影響が出るのではないかとこのように考えております。</p> |
| 住民 C | <p>工事に係わる費用、以前の説明会で例えば木を伐採するだとか塀の補修などに関する費用面とどの場所に埋設するかという設計というのはもう終わってますでしょうか。</p> |

| | |
|--------|--|
| 事務局（市） | <p>工事につきまして、詳細な決定はこれから行います。詳細にやっていく中でどの位置に排水溝の工事をするかはこれから具体的に決まってくる。工事につきましては、基本的に道路への工事と考えていますので、皆さんのお宅での工事は必要ないと考えておりますので、木を切ったりとかそういったことは発生しないと考えております。この詳細設計をするためには、まず、事業化する見込みがないと詳細設計出来ませんので、是非とも 2/3 という同意をいただいでから詳細設計を行えるということになります。</p> |
| 住民 D | <p>補償のところで 3/1000 を超えた時に具体的にどういう補償をするのでしょうか。家の傾きを直すといってもわたくしの家も直しましたが様々な方法があります。費用もかなり少ないものから何千万も掛かるものまであります。そういったことをどのように考えておられて補償をしようと考えているのでしょうか。</p> |
| 事務局（市） | <p>補償につきましては、傾いてしまった建物を元に戻すという費用を市のほうでお支払いするというような補償になります。その金額につきましては、まだ国の補償の基準というものがありませんので、金額については様々な工法があると思いますが、今後積算するのに皆さんにお示しして、この工法によって積算したお金です。ということでお示ししてご理解いただきながら補償金額については決めていきたいというふうに考えております。今のところそういった基準が定まってございませんので、そのへんを見定めながら市として判断していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> |
| 住民 E | <p>減免のことで確認したいのですが、対象となる全ての方の負担がなくなる減免制度ということで、実際にもし負担するとなるとどれくらい掛かるのかというところ、減免と書いてあるので全部ではないのかという非常に言葉の不確実のところを教えてくださいたいのと、工期、実際に工事するとなると例えば前の歩道をやるとするとそれが 1 ヶ月で済むのかとかのイメージを教えてくださいたいです。</p> |
| 事務局（市） | <p>住民の皆さんの負担の問題ですが、今、市の方で試算しておりますのが、先程ピンクで示したエリア、全体で 36ha くらいあります。それが液状化してしまうというエリアです。このピンクのエリア全体で対策を行った場合に皆さんにご負担いただこうと考えているのが維持管理費というもので、ポンプの電気代やポンプの交換などです。年間約 700 万円掛かるというふうに試算しております。その一部を皆さんにご負担いただこうと考えておりました。しかし、市としてはその負担をいただかない、本来負担していただきたいものをご負担をいただかないという減免を考えております。この制度についてはこれから詳細に定めていきますけれども、基本的に皆さまにはご負担はいただかないというような方向で進めていきますので、どうぞよろしく願いいたします。それから</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>工事期間につきましては、同意を得られたところで工事をするわけですので、エリアによって期間というのは変わってくると思います。ただ、このピンクの全体をやった場合、金額としても 40 億円くらい掛かります。大規模な工事になりますので、結構、何年という時間は掛かると思います。工事中皆さんの前の道路を工事するわけですから通行をどうするのか、車をどこに止めたらいいいのかというご心配もあると思います。そういうご心配については、今後詳細な設計をして工事をする前にもう一度皆さんにご説明してから行いますので、そのへんのご不安については工事前に解消させていただくようにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>住民 F</p> | <p>先程市の方からスケジュールについてご説明ございました。先程お話しなされたスケジュールの中で、確認したいのが、8 月末までにアンケートをおこなって、2/3 の同意が得られれば設計に着手して国へ申請することが出来ると言いましたね。それともうひとつおっしゃったのは、本年の 12 月末までに同意書を書類で 2/3 以上集めると言いましたよね。ですから、この 8 月末までがアンケートを出して回収して 2/3 の意向がないと出発出来ないと、8 月末がいわゆるこの事業化の勝負のエンドなのだと。そうすると今 6 月、第 1 週ですからあと 8 月末まで 2 ヶ月です。というようなちょっとせっぱ詰まったことが皆さんに伝わったかどうかなのですよね。小林さんは紳士だからあんまり言わなかったけれども、アンケートで回答が 2/3 得られないと事業化出来ないわけです。ですから、このアンケートを回答、返答するというのは住民なのです。この液状化の事業の問題というのは住民自身の問題なのです。住民が主体で市はあくまでも住民の意向を受けて、立って事業をやるという形だから市の皆さんあんまり熱心過ぎるので、事業化をやりたいやりたいというふうに今日の説明会において出席なさって聞いている皆さんが感じるとおかしい。集まってくれる皆さんがいわゆる主体なのです。我々がやりたいというのはアンケートに対する 2/3 の同意をするというのが我々住民の意思なんですよ。その意思がないと市はなんにも出来ないのです。だからこの 2 ヶ月間でどうやってこの地域の住民の 2/3 の賛成がこの事業化で得られるかという、具体的な行動を住民自身が自己の問題としてやらないとこの事業化は推進出来ませんよということですね。土地や家というのはこれは個人の所有、個人の問題。でもこの個人がエリア性をなして 10 戸以上に増えるとこれは個人の問題ではなくて公共性を帯びてくるということ、これは今日ご出席の皆さんご理解していただきたい。自分の家がお隣、近所さらにもっと輪を広げてエリアになると公共性を帯びてくる。自分だけの損得勘定だけではなくて地域のことも考えた上で、この賛成、反対の票を投じないといけないと私は受け止めているのですが、もう一回そのへんを重ねて強調して欲しいのですけれども。</p> |

| | |
|--------|---|
| 事務局（市） | <p>大変前向きなご意見ありがとうございました。細かいご説明がございました。全くそのとおりでございまして、やはりこの事業を進めるためには市は当然進めたいと思っております。ただ、皆さまの土地に係わるものですから、当然同意がなければ進めることは出来ません。そして、8月末くらいに一応同意という形で取りたいというのは、国へ設計のための申請を行う時に、国から2/3の同意は取れていますか、実際どれくらい取れていますか、というのが聞かれまして、それで国の方は2/3ギリギリというかたちですとやはりそれではちょっとダメですねというようなスタンスでありました。この間の打合せでは。ですから、是非、この機会を逃さず、一緒に市とこの対策事業を進めていただければというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>改めてまたお願いですけれども、今お話があったようにこれは市だけでも出来ない事業ですし、住民の皆さんだけでも出来ない事業。市と住民の皆さんが一体となって進める事業、これが復興交付金という制度設定の考え方となっております。繰り返しになりますけれども、市からすれば下水や水道など道路の中にライフラインが入っております。そういったものを再液状化の被害から補修する。住民の皆さんからすれば住宅を液状化の被害から補修する。そういったことで公共部分、皆さん方の民地の部分そういったものが一体的に再液状化から補修出来るという事業になっております。そうしたことで、2/3の同意ということで、今、市の方からも話をさせていただきましたけれども、今年度詳細な調査や設計、これをやらないと27年度工事着手が間に合わないということで、逆算をして8月いっぱいまでには最低限住民の皆さん方の考え方、一方の方向性を確認をさせていただいて、それで2/3を上回る同意をいただきながら、9月に国の方に今年度の詳細設計の申請をしていくという流れになってまいりますので、市の方としても出来る限りの取り組みをして行きたいというのは当たり前ですけれども、是非、区長さんや地域の皆さん方、今日お見えにいただけてない皆さんもいらっしゃると思いますけれども、両隣等、ご近所の方とも十分お話をいただいてこの事業が前に進めていけるように改めてご協力のほうをお願いさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。再度になりますけれども、地元にお帰りいただいて、隣近所の方とお話をする中で疑問点等あれば電話でも結構ですし、先程説明の中でもお話させていただきましたけれども、何軒か集まってちょっと話が聞きたいということがあれば、担当が外向いて率直なところでお話をさせていただければと思っておりますので、今後は是非ご協力のほういただければと思っております。よろしく願いいたします。</p> |
| 事務局（市） | <p>同意の意向につきましては、本日8日と他の地区の来週日曜日の15日に説明会を予定しておりますので、その後、早速皆さんのお手元にアンケートのほうをお届けしたいと思っております。そこで、同意されるかどうかの意向を確認</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>させていただくものですので、まずはそのご判断を地域皆さんの気持ちを市のほうに届けていただければ、国に対してまた事業を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 住民 G | <p>補償に関することとお聞きしたいのですけれども、傾きが 2 年で 3/1000 を超えると書いてあるところで、地下水位低下前に家屋を調査すると回答していただいております。こういった調査をされるのか、いつまでどの程度の調査をされるのか、他の質問の中で 2 年後と書かれているのですが、どのくらいのスパンでそのあと調査を続けていただけるのか。もうひとつは、沈下の量になると思うのですけれども、例えば 5cm 沈みましたといったような先程提示していただいたものと現実的にどう一致しているのかしていないのか、あるいは 5cm 下がった時に埋設配管が折れる恐れがあるなどそういった情報というのはどの程度のスパンでご開示いただけるのか、そのへんを伺いたいです。</p> |
| 事務局 (市) | <p>調査の関係ですけれども、工事を終了して地下水をこれから抜きますという段階で地下水を抜く前に皆さんのお宅を調査させていただきます。1 軒、1 軒、調査をさせていただきますして、その内容は今現在の皆さんの建物がどういう状況にあるのかということで傾きなどの調査を行います。それを基準として地下水を低下させた時にその基準から 3/1000 を超えてしまう傾きが出た場合に補償させていただくというようなかたちになります。その調査以降、市のほうはこの家屋に影響が出たかどうかということで、1 軒、1 軒、調査は行いませんが、皆さまが生活している中で支障を感じてきた場合、例えば戸が閉まりにくくなってしまったなどの具体的影響が出てしまっって支障が出ているということであれば、そこで皆さまから市のほうにご申請をいただいて、申請をいただいたお宅に関して市は調査をいたします。それで実際に影響が出てしまっていた場合については、補償をさせていただくというような流れになると思います。沈下の関係については、対策をおこなった後に当然広域的に沈下がどういうふうに進んでいるかという調査は行います。その調査結果については、その都度ホームページや皆さまに配布するなど情報としてお流したいと考えております。調査の頻度については、先程の解析の結果から低下後 2 年間の間にかなり沈下が進んでいくと予測されますので、沈下の状況を見ながら頻度については考えていきたいと思っております。今の時点で何ヶ月おきにやりますということは考えておりませんが、沈下の状況を見ながら計測をして皆さまにお知らせしたいと思っております。</p> |
| 住民 H (住民 B) | <p>今の確認なのですけれども、傾きの補償はあるのですけれども、沈下の補償はないのですか。例えば道路が沈まずに家が沈んだ時に配管の継ぎ手のところが問題になってくると思うのですけれども、そういう補償はないのですか。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 事務局（市） | 沈下につきましては、実験でもそうですけれども全体に対策をおこなった区域、例えば 12 丁目であれば 12 丁目全体が下がると考えております。地下水は全体で抜きますので、沈下は道路だけ残る、宅地だけ沈むということではなくて、対策をおこなった地域が全体的に下がるものなのです。均一ではないですが、多少何 cm かの差はあると思いますが、今までも南栗橋地区については広域的に地盤沈下をしてきたところだと思うのですけれども、同じような進み方で全体的に下がると考えています。今後生活していく中で、例えば下水が抜けてしまった、逆勾配になってしまったなどそういったことがおきた場合については、やはり生活に支障があるものになりますので、当然市のほうで調査させていただいて、然るべき対応をさせていただきたいと思っております。 |
| 住民 H （住民 B） | それは何か書面で頂きたいですね。実際に補償するとなった場合に数字だけがあとに残ってしまうので。地震だって違う揺れになるかもしれないのに水を抜いたって均一に下がるなんて誰も思わないですね。あまりにも飛躍した考えだと思うので、ちゃんと記録の方を残しておいてください。 |
| 事務局（市） | ご意見ありがとうございます。そのように皆さまに誤解が与えられないように市のほうも今後文面の方に残しながらこういったやりとりも皆さんとちゃんと残しておきたいと思えます。 |
| 住民 I （住民 B） | 所有者などという記載はどういう意味なのか。土地所有者などの 2/3 以上の同意というのは、1 物件で数えていて、10 世帯だったら 10 世帯の中の 7 世帯あれば大丈夫という話なのか。地区毎なのか限定なのかで、例えば 3000m ² で 10 世帯をクリアすれば工事をやるのか、全体で例えば 12 丁目で 8 割、9 割、同意が得られているけれども 7 丁目が 5 割とかそういう場合にどういうふうにご考慮されるのか。 |
| 事務局（市） | まず、丁目ごとにやるのかということなのですが、国の基準では 3000m ² 以上で 10 戸以上あれば大丈夫ですよとなっておりますけれども、やはり地下水位低下工法というのは一体的に広範囲にやることによってより効果があると思いますので、市としてはピンク色の再液状化してしまうでしょう、ということについて全てやりたいというふうにご考慮しております。丁目ごとに同意をお伺いしたときに、丁目ごとに同意のばらつきがあった場合については、その時にどういうふうな事業範囲にするかということをご考慮したいと思います。まずはピンク色のところは全てお願いしたいと思っております。1 点目の所有者などということは、土地の所有者と借地権などを設定されている方も対象になります。いわゆる、地権者、権利のある方と借地権者の方に同意をいただくという必要があります。そういうふうにご理解いただければと思います。 |
| 住民 J （住民 F） | 潮来の例を説明してもらえないだろうか。潮来の同意状況とか、参考までに。 |

| | |
|--------|--|
| 事務局（市） | 他市の状況ですが、先行して地下水位低下工法を進めているのが茨城県の潮来市、神栖市があります。そちらはすでに同意率が潮来市の場合は95%、神栖市は80%くらいと聞いております。潮来市については、工事も行っているところ です。 |
|--------|--|